

第 35 回コーデックス連絡協議会資料一覧

資料番号	資料名
1	議事次第
2	委員名簿
3	会場配置図
4-(1)	第 31 回コーデックス総会 (CAC) 議題〔仮訳〕
4-(2)	第 31 回コーデックス総会 (CAC) 概要
4-(3)	コーデックス組織図
5-(1)	第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) 仮議題〔仮訳〕
5-(2)	第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR) の主な検討課題
6-(1)	第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) 仮議題〔仮訳〕
6-(2)	第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討課題
7-(1)	第 16 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 仮議題〔仮訳〕
7-(2)	第 16 回アジア地域調整部会 (CCASIA) の主な検討課題
参考資料	第 31 回コーデックス総会以降の連絡協議会開催予定

第 35 回コーデックス連絡協議会

日時：平成 20 年 9 月 26 日(金)

13：00～16：30

場所：東京国際フォーラム ホール D5

議 事 次 第

I コーデックス連絡協議会

1. コーデックス委員会の活動状況

①最近のコーデックス委員会について

- ・ 第 31 回コーデックス総会

②今後のコーデックス委員会について

- ・ 第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会
- ・ 第 30 回栄養・特殊用途食品部会
- ・ 第 16 回アジア地域調整部会

2. その他

II SPS 協定に関するセミナー（同時通訳付き）

「International Standards and the WTO/SPS Agreement
（国際基準と WTO/SPS 協定について）」

グレッチェン H. スタントン（WTO 事務局 上級参事官）

コーデックス連絡協議会 委員名簿

(敬称略 50 音順)

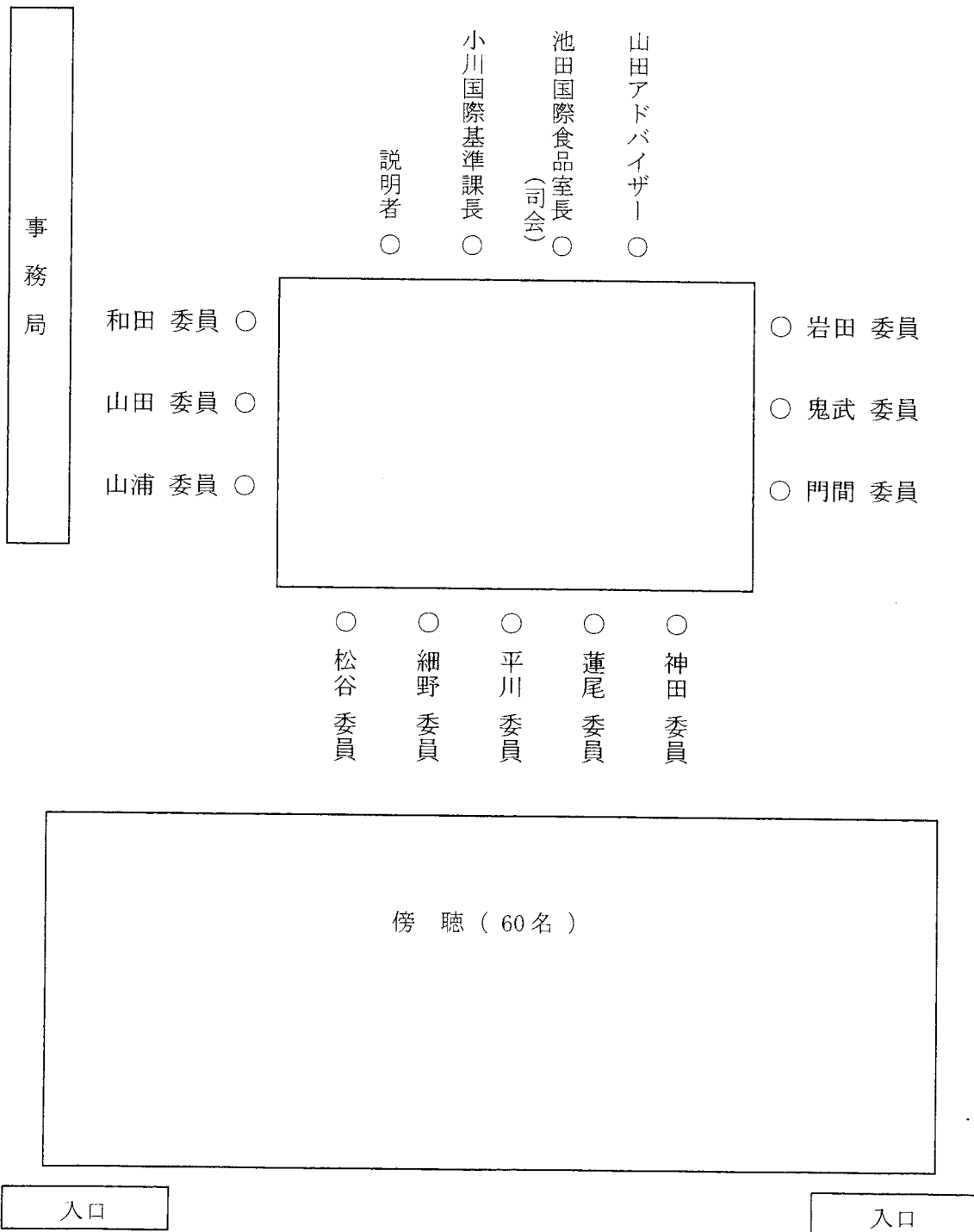
いわた 岩田	しゅうじ 修二	サントリー(株) 品質保証本部 テクニカルアドバイザー
おにたけ 鬼武	かずお 一夫	日本生活協同組合連合会 安全政策推進室 室長
かすみ 春見	たかふみ 隆文	日本大学生物資源科学部農芸化学科 教授
かどま 門間	ひろし 裕	(財) 食品産業センター 参与
かんだ 神田	としこ 敏子	前 全国消費者団体連絡会 事務局長
たかや 高谷	さとし 幸	(社) 日本食品衛生協会 常務理事
はすお 蓮尾	たかこ 隆子	家庭栄養研究会 副会長
ひらかわ 平川	ただし 忠	日本食品添加物協会 常務理事
ほその 細野	あきよし 明義	(財) 日本乳業技術協会 常務理事
まつたに 松谷	みつこ 満子	(財) 日本食生活協会 会長
やまうら 山浦	やすあき 康明	日本消費者連盟 副代表運営委員
やまだ 山田	まさのぶ 雅宣	全国農業協同組合連合会 営農総合対策部 営農企画グループ リーダー
よしいけ 吉池	のぶお 信男	青森県立保健大学健康科学部栄養学科 教授
わだ 和田	まさえ 正江	主婦連合会 副会長

第 35 回コーデックス連絡協議会 会場配置図

(議事次第 I コーデックス連絡協議会の際の配置)

日時：平成 20 年 9 月 26 日(金)13:00~16:30

場所：東京国際フォーラム ホール D5



FAO/WHO 合同食品規格計画

第 31 回 コーデックス総会

日時 : 2008年6月30日(月)～7月4日(金)

場所 : ジュネーブ(スイス)

議 題

第 1 章	はじめに
1.	議題の採択、議事運営
2.	第 60 回、61 回執行委員会の報告
第 2 章	手続き等に関する案件
3.	手続きマニュアルの修正
第 3 章	コーデックス規格と関連文書
4.	ステップ 8 の規格案と関連文書 (ステップ 6, 7 を省略するための勧告を付してステップ 5 で提出されたもの及び迅速化手続きのステップ 5 で提出されたものを含む)
5.	ステップ 5 の規格原案と関連文書
6.	既存のコーデックス規格と関連文書の廃止
7.	コーデックス規格と関連文書の修正
8.	新規作業及び作業中止の提案
第 4 章	計画及び予算に関する事項
9.	財政及び予算に関する事項
10.	コーデックス委員会の戦略的計画
第 5 章	方針及び一般問題
11.	コーデックス委員会及び食品規格に関するその他の FAO 及び WHO の作業に対する FAO/WHO 合同評価の実施
a)	全般的な実施状況
b)	コーデックス部会の構成及び部会と特別部会の権限の検証
12.	総会、部会及び特別部会の報告から提起された事項
13.	コーデックス委員会と他の国際組織との関係
14.	コーデックスへの参加促進のための FAO/WHO プロジェクト及び信託基金
15.	FAO 及び WHO から提起されたその他の事項

第6章 選出と指名	
16.	コーデックス委員会議長・副議長の選挙
17.	コーデックス部会と特別部会の議長を指名する国の指定
第7章 その他の事項	
18.	その他の作業
19.	報告書の採択

第 31 回コーデックス総会 (CAC) 概要

1 開催日及び開催場所

日 時：平成 20 年 6 月 30 日 (月) ～7 月 4 日 (金)

場 所：ジュネーブ (スイス)

2 参加国及び国際機関

138 加盟国、1 加盟機関 (EC)、44 国際政府・非政府機関 (参加者総数 505 名)

3 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部 部長	藤崎 清道
農林水産省消費・安全局国際基準課 課長補佐	小出 純
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課 国際食品室長	池田 千絵子
厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課国際食品室 国際調整専門官	福島 和子
厚生労働省医薬食品局食品安全部 参与	吉倉 廣
農林水産省消費・安全局国際基準課 調査分析係長	吉尾 綾子

主要議題は以下のとおり。

第 31 回コーデックス総会概要報告

議題 4. Part1 ステップ 8、5/8 及び 5 (迅速化手続き) の規格案及び関連文書
 <汚染物質部会 (CCCCF) >

事項	概要	審議結果
植物たんぱく質酸加水分解物 (酸-HVP) を含む液体調味料 (本醸造しょうゆを除く) における 3-クロロプロパンジオール (3-MCPD) の最大基準値案	酸-HVP の製造過程で生じる 3-MCPD について、酸-HVP を含む液体調味料の最大基準値を 0.4mg/kg とするもの。	EC 及びノルウェーは、3-MCPD エステルから遊離する 3-MCPD について、現在 EFSA が科学的評価を実施しているところであり、そのデータをもって JECFA の評価が終了するまで最大基準値の採択を延期すべきと主張したが、原案どおり採択された。EC 及びノルウェーは留保を示した。
酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範案	植物性たん白を酸加水分解する工程で生じるクロロプロパノール類の一種である 3-MCPD について、酸-HVP 及び酸-HVP を含む製品の製造過程における 3-MCPD の低減に関する実施規範案。	特段の議論なく、採択された。
小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A の最大基準値案	小麦、大麦及びライ麦におけるオクラトキシン A について、最大基準値を 5 µg/kg とするもの。	インドは、JECFA の評価では最大基準値を 5 µg/kg としても 20 µg/kg としても、食品からの暴露量に与える影響に差はないとされており、より貿易を阻害しない措置を取るべきとして 20 µg/kg にすることを主張したが、原案どおり 5 µg/kg で採択された。インドは留保を示した。
加工用及び直接消費用アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピス	加工用及び直接消費用アーモンド・ヘーゼルナッツ・ピスタチオ中のアフラトキシンについて、加工用について	特段の議論なく、採択された。

タチオにおける総アフラトキシンの最大基準値案	は 15 µg/kg、直接消費用においては 10 µg/kg の最大基準値を設けるもの。	
加工用及び直接消費用のツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオ）におけるアフラトキシンのためのサンプリングプラン原案	加工用及び直接消費用のツリーナッツ（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）中の総アフラトキシンを分析するためのサンプリングプラン。加工用については、20kg×1 サンプル、直接消費用については、10kg×2 サブサンプルを採取することを求めているもの。	特段の議論なく、採択された。
乾燥いちじくにおけるアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範原案	乾燥いちじく中のアフラトキシンの防止及び低減に関する実施規範原案についてステップ 5/8 で最終採択を諮るもの。	特段の議論なく、採択された。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	29 の食品添加物に関する条項案及び原案の最終採択を諮るもの。	EC より、生、乾燥もしくは半調理パスタについては、食品添加物は不要とのコメントがなされたが、原案どおり採択された。
GSFA 食品分類システムの改訂	GSFA 食品分類システムのうち、大豆製品の適切な配置及びファットスプレッド規格と分類番号 02.2 (fat emulsions mainly of type water-in-oil) の整合性を図るため食品分類システムを改訂するもの。	特段の議論なく、採択された。
香料の使用のためのガイドライン	香料の使用のためのガイドライン。	原案どおり採択された。天然香料と人工香料を明確に区別すべき、とのコロンビアのコメントについては、CCFA に付託するよう求められた。
コーデックス分類名及び食品添加物国際番号システム (INS)	コーデックス分類名及び INS の改訂案。	特段の議論なく、採択された。

(CAC/GL 36-1989)の改訂		
食品添加物国際番号システム (INS) の修正	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 (JECFA) による評価が終了した食品添加物等に国際番号を割り当てるもの。	ショ糖エステル脂肪酸 (INS473)、ショ糖オリゴエステル脂肪酸 Type I & II (INS473a)、ethyl lauroyl arginate (INS243) について下線部の修正を加えた上で、採択された。
第 68 回 JECFA から提起された食品添加物の同一性及び純度の規格	第 68 回 JECFA で決定した新規・改訂食品添加物規格。	特段の議論なく、採択された。

< 魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	審議結果
魚類・水産製品実施規範案 (活及び生鮮二枚貝、ロブスター及び関連定義)	魚類・水産製品に関する実施規範案のうち、活・生鮮二枚貝に関する項 (セクション7)、ロブスター (セクション13) 及びその定義に関する事項。このうち、衛生関連部分については食品衛生部会 (CCFH) の承認を得ることとされている。	ブラジル等から、ロブスターのセクション13.1.2 における、「水の塩素殺菌を行う場合は、塩素残存量が水道水のそれを越えないこと」等の記述を、原案の際の記述 (FAO/WHO が作成中の水産加工における塩素の使用に関するガイドラインに従う、等) に戻すべきとの主張がなされ、合意にいたらなかったことから、活・生鮮二枚貝に関する項 (セクション7) 及びその定義に関する事項のみ採択し、ロブスター (セクション13) 及びその定義に関する事項はス

		<p>テップ6に差し戻し、次回 CCFFP 会合で再度検討することとされた。</p> <p>ロブスターのセクションを採択しないのであれば、全てのセクションをステップ6に戻すべきと主張した EC は、この決定に関して留保を示した。</p>
活及び生鮮二枚貝の規格案	活及び生鮮二枚貝の規格。「衛生および取扱い」の規定のうち、微生物規格は食品衛生部会（CCFH）の承認を得ることとされている。	特段の議論なく、採択された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
トマトの規格	直径によるサイズコードに加え、パッケージ内の玉揃えや、輸入国側の規定に基づいて、個数、重量等の方法を用いることも、サイジングの際の選択肢として含めることとされた。	特段の議論なく、採択された。
ビターキャッサバの規格	<p>ビターキャッサバに含まれるシアン化水素の値と調理方法について、それぞれ汚染物質及び表示の記述を改めた。</p> <p>改めた記述については、CCFL の承認は受けていない。</p>	<p>表示のセクションをステップ6に差し戻し、特に調理に関する指示の部分について、第15回 CCFFV で検討し、第38回 CCFL の承認を経た上で、2010年に開催される総会で採択を検討すること、その他のセクションについてはステップ8に留め置くことが合意された。</p> <p>インド及びコスタリカは、微生物汚染とシアン化水素の増加を防止するため、遠位部末端での切り口の直径は、2 cm ではなく、1 cm にすべきとして留保を示した。</p>

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案	<p>全ての調製粉乳製品を対象とした適正衛生規範を主体とする本文書、12ヶ月齢以下の乳児を対象とした Annex I、12ヶ月齢以上の幼児用調整粉乳等 (Follow-up formula, Formula for special medical purposes for young children) を対象とした Annex II、及び、サルモネラ属菌、<i>E. sakazakii</i>、腸内細菌科 (<i>Enterobacteriaceae</i>) の高度衛生区域 (High hygiene processing area) のサーベイランス法の確立のためのガイダンスを定めた Annex III から成る衛生実施規範原案のうち、6-12ヶ月齢の乳児のリスクについてFAO/WHOが再評価を行った上で再度検討することとされた Annex II 以外の部分。</p>	<p>新たな属名として <i>Cronobacter</i> を <i>E. sakazakii</i> に併記した上で採択された。</p> <p>いくつかの国が、フードチェーン全体を通じて <i>E. sakazakii</i> の検査を実施することは途上国にとって大きな負担であるとコメントしたところ、WHO より、検査は <i>E. sakazakii</i> が存在しないことを保証するものではないこと、検査のコストは通常の微生物検査に比べて必ずしも高くないこと、調製粉乳の安全性を確保する責任は製造者にあること、等が説明された。</p> <p>また、本年5月のWHO総会で採択された決議により、各国はFAO/WHO調製粉乳取り扱いガイドラインの普及・導入に努めるよう求められていることが情報提供された。</p>
食品安全管理手法の妥当性確認に関するガイドライン原案	<p>定めようとする食品衛生管理方法の適否について、その妥当性を評価する手法に関するガイドライン原案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p>
微生物学的リスク管理の実施に関する原則及びガイドラインの微生物学的リスク管理マトリックス (数的指標) に関する指針における付属文書原案	<p>微生物リスク評価の結果を活用し、食品安全目標値 (FSO)、達成目標値 (PO)、達成規準 (PC) 等の概念を取り入れて、微生物学的リスク管理を実施する方法に関するガイドライン原案。</p>	<p>特段の議論なく、採択された。</p> <p>なお、FAO/WHO に対して、数的指標の導入に関する実践的なマニュアルを作成してほしいという要請に対して、FAO より、そのようなガイドラインを作成するためには、まず、本指針に基づいた実際的な経験を得る必要があり、それには一定の時間がかか</p>

		るとの説明がなされた。
--	--	-------------

<食品輸出入検査・認証制度部会（CCFICS）>

事項	概要	審議結果
食品の検査認証に係る衛生措置の同等性評価に関するガイドライン(CAC/GL 53-2003)の付属文書原案	親文書(CAC/GL 53-2003)の内容を補強するものとして、①同等性評価に当たり事前に考慮すべき事項、②評価対象とする措置の設定、③輸入国が輸出国に関して持つ経験・知識・自信の位置づけ、④同等性評価のための要請文書に盛り込むべき事項、⑤比較のための客観的根拠(OBC)の位置付け等が取り上げられている。	原案どおり採択された。なお、本付属文書と親文書の間には重複が多く、混乱が生じるので1つの文書にまとめた方がよいというコロンビアのコメントについては、次回CCFICSに付託するよう求められた。

<食品表示部会（CCFL）>

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドライン修正案：付属書1（キウイ、バナナに対するエチレンの使用）	収穫後の追熟のコントロールのため、エチレンを新規に使用可能な資材として追加する検討が進められている。	キューバよりマンゴー、パパイヤも追加すべきとの要望が出されたが、部会でステップ6で検討中との説明がなされ、原案どおり採択された。
包装食品の表示に関する一般規格の修正案：原材料の量に関する表示	包装食品に含まれる原材料の量に関して、その量が包装で強調されている場合等の原材料表示についての検討が進められている。	特段の議論なく、採択された。
栄養及び健康強調表示に関連する広告の定義案（栄養及び健康強調表示の使用についてのガイドライン改訂案）	栄養及び健康強調表示ガイドラインに、脚注として、広告の定義を追記するもの。	特段の議論なく、採択された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
乳・乳製品の輸出証明書モデル案	輸入国は輸出国に対し、両国で合意された言語で詳細で完全な文書によりその規定を提供すべき、との記述が追加された。	特段の議論なく、採択された。
クリーム・調整クリーム規格の添加物リスト修正原案	クリーム・調整クリーム規格における添加物リスト修正原案。	意図せずリストから漏れてしまっていた diacetyltartaric and fatty esters of glycerol (472e)を追加した上で、採択された。

<栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）>

事項	概要	審議結果
グルテン不耐症患者のための特別用途食品のコーデックス規格改訂案	小麦不耐症患者及びセリアック病患者の為の病者用食品に関して、グルテンフリー食品、低グルテン食品等、表示するための規準を定めるもの。	セリアック病患者によって低グルテン食品が適切に使用されるよう、広報キャンペーンに力を入れるとともに、小麦不耐症患者のオート麦摂取に関するリスク評価を推し進めるべきとのECの意見に留意した上で、原案どおり採択された。
乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト改訂案	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素の純度条件及び用途についてのリストの改訂案。	修辭上の修正を加えた上で、採択された。

< ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) >

事項	概要	審議結果
ナチュラルミネラルウォーターの規格のセクション 3.2 及び 6.3.2 の修正原案	2004 年に WHO 飲料水質ガイドラインが改訂されたことを受け、ナチュラルミネラルウォーターの規格における特定の健康関連物質に対する基準値について、再度検討を行い、いくつかの基準値について修正を行うもの。	地理的な条件により、ヒ素、マンガン、ホウ素、フッ化物等、いくつかの物質を、基準値よりも高濃度に含む製品があるとの意見がチリより示されたが、原案どおり採択された。 チリは留保を示した。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値 (MRL) 案	第 40 回 CCPR で審議された 6 農薬の MRL 案。	CCPR の報告書から意図せず漏れていた注記 (finitrothion (037)における cereal grains から“maize”を除外するためのもの) を追加した上で、全て採択された。 なお、EC 及びノルウェーは、captan (007) - (table grapes, dried grapes, pome fruits and peaches)、fenitrothion (037) - (apples, rice and wheat)、phosmet (103) - (apricot, pears and apples)、cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157) - (citrus fruit and cauliflower)の MRL について留保を示した。
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 40 回 CCPR で審議された 18 農薬の MRL 原案。	

<動物用医薬品部会（CCRVDf）>

事項	概要	審議結果
動物用医薬品の MRL 案	<p>17thCCRVDfにおいて、コリスチン（牛・羊・山羊・豚・鶏・七面鳥・ウサギの組織、牛・羊の乳、鶏卵）及びラクトパミン（牛・豚の組織）についてステップ8、エリスロマイシン（鶏・七面鳥の組織）についてステップ5/8で合意されたもの。</p>	<p>コリスチン、エリスロマイシンについては、特段の議論なく、採択された。</p> <p>ラクトパミンについては、ECより、EC内では、成長促進目的でのβ-アゴニストの使用が禁止されていること、現在EFSAでラクトパミンの安全性評価を実施中であり、2009年2月に報告書が公表される予定であることから、ステップ6に差し戻し、再度CCRVDfで検討すべきとの意見が出され、中国等がこれを支持した。一方、オーストラリア等いくつかの国・オブザーバーからは、本MRL案はJECFAの評価結果に基づいており、ECらの意見は科学的ではないこと、また、自力で安全性評価を実施できない国にとっては、コーデックスにおけるMRLを早期に設定することは極めて重要であるとの反論がなされた。</p> <p>長時間議論された結果、①ラクトパミンのMRLはステップ8に留め置くこと、②各国は、第18回CCRVDfに向けてラクトパミンに関する科学的データの有無について情報提供し、JECFAの再評価依頼優先リストに掲載するかどうかをCCRVDfで決定する</p>

		こと、③第 18 回 CCRVDF の報告に基づいて、第 32 回総会で更に議論すること、が合意された。
--	--	--

< バイオテクノロジー応用食品特別部会 (TFFBT) >

事項	概要	審議結果
組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン原案	組換え DNA 動物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。	微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価ガイドラインについて、ノルウェーより、パラグラフ 2 で本ガイドラインを“the recommended approach”としているのに対し、パラグラフ 6 で、本ガイドラインの使用を各国の裁量に任せているのは、矛盾しているのではないかと、との疑問が呈されたが、パラグラフ 2 は、パラグラフ 6 を含めた付属文書全体を対象としている（すなわち、各国の裁量に任せることも recommended approach）、との吉倉参与（TFFBT 議長）の説明を受け、原案どおり採択された。その他 2 文書についても原案どおり採択された。 スーダン及びイランは、組換え DNA 技術を使用した食品全般の安全性に対する懸念から、3 文書全てについて留保を示した。
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案：栄養又は健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価	栄養又はヒトの健康に資する組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン。	
組換え DNA 植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン付属文書原案：微量に存在する組換え DNA 植物の安全性評価	各国の承認状況の違いから、ある国で承認された組換え DNA 植物が、未承認の国で食品中に微量に存在した場合の安全性評価の実施に関するガイドライン。	

<急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会（TFQFF）>

事項	概要	審議結果
急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する国際実施規範の改訂原案	構造的又は本質的な変更は行われず、対象品目及び範囲は広くするほか、温度及び温度管理の手順について、修正がなされた。	急速冷凍により、全てのトリヒナ属のリスクをコントロールできるわけではないとのECのコメントに基づき、種を限定（ <i>Trichinella spiralis</i> ）する修正を加えた上で、採択された。

Part2. 採択に掛けられるその他の規格及び関連文書

<食品添加物部会（CCFA）>

事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格（GSFA）の付属文書表3の修正	GSFAの表3に記載された機能分類と発酵乳規格(CODEX STAN 243-2004)の添加物条項とに差異が見られるため、GSFA表3の別表に「表3の酸味料、充填ガス及び保存料は、食品分類カテゴリー01.2.1.2「発酵乳（プレーン）、発酵後加熱処理済み」に対応するコーデックス規格「発酵乳」に該当する、発酵後に加熱処理した発酵乳に使用可能である。」との脚注をつけるもの。	発酵乳規格（CODEX STAN 243-2004）においては、「加熱処理プレーン発酵乳」に保存料を使用することは認められていないため脚注案を修正すべき、とのインドの意見を受け、本修正案についてはCCFAに差し戻し、第41回CCFA会合で再度検討することとされた。
GSFAの着色料条項の修正	食品分類 04.1.1「生の果物」、04.2.1「生野菜（マッシュルームおよびキノコ類、根菜および塊茎菜、マメおよびマメ類、およびアロエベラを含む）、海草および種実類」、08.1「生の獣肉、鶏肉および野生の鳥獣肉」、09.1「軟体動物、甲殻類、および棘皮動物を含む生魚および魚製品」、および関連する下位分類について、注釈4「製品のデコレーション、スタンピング、マーキングまたはブランデ	特段の議論なく、採択された。

	イング用」および注釈 16「果物、野菜、肉、または魚のつや出し、コーティング、またはデコレーション用」を追加したもの。	
--	---	--

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
コーデックスにおける分析法	テヘナ関連食品規格 (近東地域調整部会)、乳児用調製粉乳及び特殊医療を目的とした乳児用調製粉乳の改訂規格、ジンセンの規格 (アジア地域調整部会)、乳・乳製品規格において規定されている分析法、汚染物質の分析法の分類の変更。	インドから、チーズ及び乳製品規格の分析法において、窒素換算計数は 6.38 を使用することを明示すべきとのコメントが出されたが、6.38 を使用することは共通の理解であるとして、その他の分析法も含めて、全て原案どおり採択された。

<乳・乳製品部会 (CCMMP) >

事項	概要	審議結果
乳・乳製品規格におけるアナト一抽出物の最大基準値	乳・乳製品規格におけるアナト一抽出物の最大基準値。	特段の議論なく、採択された。
発酵乳規格の食品添加物リスト	発酵乳規格における使用可能な添加物のリストについて、GSFA の表 3 (適正製造規範 (GMP) の範囲で、規定された食品に使用可能な添加物の表) の添加物が加えられたほか、発酵乳飲料の欄を加える修正がなされている。	特段の議論なく、採択された。

Part3.総会で保留されていた規格及び関連文書

＜食品残留動物用医薬品部会（CCR VDF）＞

事項	概要	審議結果
牛ソマトトロピン（BST）の最大残留基準値（MRL）案	BSTの最大残留基準値案については、第50回JECFAの評価結果に従って設定されたMRL案を採択すべきとする意見と、other legitimate factor（その他の正当な要因）を考慮して、そもそも成長ホルモンについてMRLを設定すべきでないとする意見に分かれ、第23回総会（'99）においてステップ8で保留されたまま現在に至る。	メンバー国から本件に関して具体的な要請がなされていないことから、引き続きステップ8に留め置かれることとなった。また、次回CCEXECにおけるクリティカル・レビューで、期限内に採択されていない規格案のモニターが実施されることから、その結果が第32回総会に報告される予定。 チリからは、規格策定手続きにおける“retain”（留め置く）という用語を定義する必要性が指摘された。

議題5. ステップ5の規格原案及び関連文書

＜栄養・特殊用途食品部会（CCNFSDU）＞

事項	概要	審議結果
栄養・特殊用途食品部会によるリスク分析原則の適用	CCNFSDUに適用されるリスク分析の作業原則。	最終採択後は手続きマニュアルに記載されることを確認して、採択された。 また、この分野におけるリスク分析ポリシーを定義するためには、FAO/WHOからの助言が重要であることが確認された。

<乳・乳製品部会（CCMMP）>

事項	概要	審議結果
複合発酵乳飲料に係る発酵乳規格の修正原案	発酵乳規格に、「発酵乳を基にした飲料(drinks based on fermented milk)」に関する記載を加えた修正原案。発酵乳の最小含量については合意に至らず、括弧付きで[40%]とされている。	最小含量などの内容に関する議場でのコメントについては、CCMMPにおいて再度議論することとした上で、原案どおり（発酵乳の最小含有量については[]付きのまま）採択された。

<分析・サンプリング法部会（CCMAS）>

事項	概要	審議結果
分析用語に関するガイドライン原案	コーデックスで使用される分析用語の定義に関するガイドライン。	特段の議論なく、採択された。

<汚染物質部会（CCCF）>

事項	概要	審議結果
食品中のアクリルアミドの低減に関する実施規範原案	じゃがいも製品及びシリアル製品におけるアクリルアミドの低減のための実施規範原案。	原案どおり採択された。 スイスより、糖含有量の高いジャガイモのアクリルアミド低減については効果的な方法が示されていないことから、科学的データに基づき更に議論する必要性が示された。インドからは、糖含有量を抑えるために品種を選択したり、保存温度や期間を設定したりすることは、特に途上国にとっては必ずしも可能ではないとの見解が示された。これらコメントについては次回 CCCF

		会合に付託することで合意された。
燻製及び直火乾燥工程における多環芳香族炭化水素 (PAH) 汚染の低減に関する実施規範原案	燻製及び直火乾燥工程に由来する PAH 類による食品汚染低減のための実施規範原案。	特段の議論なく、採択された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値 (MRL) 原案	第 40 回 CCPR で審議された 5 農薬の MRL 原案。	原案どおり採択された。 なお、EC 及びノルウェーは、triadimefon (133) - (grapes)、cyfluthrin/beta-cyfluthrin (157) - (broccoli and head cabbage)、flusilazole (165) - (pome fruits, peach, nectarine and bovine edible offal) の MRL について留保を示した。

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	審議結果
りんごの規格原案	コンセンサスが得られなかった、硬さ、着色程度による等級わけ、ペスト (虫害) について、[] を付して仮採択。	特段の議論なく、採択された。

議題6. 既存のコーデックス規格及び関連文書の廃止

<食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
食品添加物の一般規格 (GSFA) の食品添加物条項	21 の食品添加物に関する条項についての廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
天然香料についてのコーデックス一般要求事項 (CAC/GL 29-1985)	香料の使用のためのガイドラインが最終採択された場合は廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
食品添加物の同一性及び純度に関するコーデックス規格	Furfural (フルフラール) の規格の廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。

<魚類・水産製品部会 (CCFFP) >

事項	概要	審議結果
軟体動物貝類に関して推奨される国際衛生規範	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション7 (活・生鮮二枚貝に関する項) が最終採択された場合は廃止。	特段の議論なく、廃止が承認された。
ロブスターに関して推奨される国際衛生規範	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション13 (ロブスターに関する項) が最終採択された場合は廃止。	魚類・水産製品に関する実施規範案のセクション13 (ロブスターに関する項) が採択されなかったため、据え置くこととされた。

<食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
乳幼児用食品に関して推奨される国際衛生規範	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範原案が最終採択された場合は廃止。	乳幼児用調製粉乳に関する衛生実施規範の議論 (議題4) において、本国際衛生規範を廃止することで、缶入りベビーフードやシ

		<p>リアルを主体とした乳幼児用食品への言及がなくなることを懸念する意見があったが、それらの製品については、食品衛生の一般原則に関する国際衛生実施規範（CAC/RCP1-1969）や、その他既存の衛生実施規範で十分にカバーされているとの説明がなされたことを踏まえ、廃止が承認された。</p>
--	--	---

< 残留農薬部会（CCPR） >

事項	概要	審議結果
<p>農薬最大残留基準値（MRL）</p>	<p>第40回CCPRで審議された、13農薬のMRLについて廃止する。</p>	<p>triadimenol 及び triadimefon - (tomato and peppers, sweet)のMRLについては、グループMRLが採択されるまで据え置くこととされた。</p> <p>その他のMRL及びリストから意図せず漏れていた fenitrothion - (wheat)のMRLについては廃止が承認された。</p>

議題 8. 規格及び関連文書に関する新規作業及び作業中止の提案

－新規作業－

<動物用医薬品部会（CCRVD）>

事項	概要	審議結果
JECFA による評価又は再評価を必要とする動物用医薬品の優先リスト	JECFA (FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議) による評価もしくは再評価をされるべき動物用医薬品の優先リストを作成するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
人の健康に関する特定の懸念のため JECFA が ADI/MRL を提案できない動物用医薬品についてのリスク管理に関する提案/ガイダンス	JECFA で毒性学的懸念から ADI/MRL を設定できない動物用医薬品について、CCRVD としてリスク管理のアドバイスを示すために、リスク管理の提案/ガイダンスを作成する作業を提案するもの。	米国より、情報が不足していることにより ADI/MRL が設定されていない動物用医薬品についても対象に含めるよう、作業の範囲を変更する提案がなされたところ、EC もこれを支持したが、重大な変更となることから、CCRVD に差し戻し、さらに検討することとされた。

<抗菌剤耐性に関する特別部会（TFAMR）>

事項	概要	審議結果
食品由来の抗菌剤耐性菌に係る科学に基づいたリスク評価ガイダンス	食品や飼料に存在したり、食品や飼料を介して感染する抗菌剤耐性の微生物及び耐性因子に関して、JEMRA 及び/又は国及び/又は地域が、ヒトの健康への潜在的なリスクを評価するに当たってのガイダンスを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理ガイダンス	国及び/又は地域のためのリスク管理ガイダンスを作成する新規作業。選択したリスク管理オプションが効果的であるかについて、どのように測定又はモニターするか	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	に関してもガイダンスに含める。	
リスク評価及び管理に係る食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成ガイダンス	抗菌剤耐性に関する食品安全問題の特定、リスクプロファイルに必要なデータや食品由来の抗菌剤耐性微生物にかかるリスクについての優先順位付けについてのガイダンスを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
生鮮果実・野菜に関する衛生実施規範の個別付属文書	「生鮮果実・野菜に関する衛生規範」に関して、緑色葉野菜に特化した付属文書。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
海産食品中のビブリオ属菌に関する衛生実施規範	海産食品中のビブリオ属に関する衛生実施規範を作成する作業。日本が座長国を務める物理的作業部会が既に開催され、次回 CCFH における検討のための原案の作成が行われたところ。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) >

事項	概要	審議結果
栄養表示ガイドラインに記載されている栄養参照量の改訂案	一般集団又及び乳幼児を対象とした栄養参照量(NRV)策定のための全般的なガイドラインを作成するもの。まず一般集団に対する NRV の全般的なガイドラインを作成して NRV の見直しを検討し、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRV を設定することとされている。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS) >

事項	概要	審議結果
海外監査団による検査の実施のためのガイドライン	輸出国の措置を評価する手段として行われている、輸入国による海外現地調査、査察又は検査について、その原則及びガイドラインを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001) の付属文書：衛生証明書の一般様式	「公的証明書の様式と証明書の作成及び発行のためのガイドライン (CAC/GL 38-2001, Rev.1-2005, Rev.2-2007) の ANNEX として、あらゆる品目タイプに適用し得る衛生証明書の一般的モデルを作成する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<分析・サンプリング法部会 (CCMAS) >

事項	概要	審議結果
バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準に関するガイドライン	バイオテクノロジー応用食品の検出と同定に関する分析法の規準について、ガイドラインを作成するもの。	本作業については、遺伝子組換え食品だけではなく、アレルゲンや汚染物質についても適用できるように、スコープを拡大するために CCMAS に差し戻すか、もしくは、この場でプロジェクト・ドキュメントのスコープの項を修正することを米国が提案したが、これら懸念や提案は CCMAS で検討することとして、本件を新規作業として承認した。
測定の不確かさに関するガイドラインの改訂	「測定の不確かさについてのガイドライン」(GL54-2004) に対する注釈として、ガイダンスを作成するもの (必要	特段の議論なく、新規作業として承認された。

	に応じて GL54 の一部を改訂する)。	
--	----------------------	--

<汚染物質部会 (CCCCF) >

事項	概要	審議結果
JECFA により評価される汚染物質、天然毒素の優先リスト	DON、フラン、過塩素酸塩に加え、3-MCPD エステルが新たに優先リストに追加された。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大残留基準値	ブラジルナッツ中の総アフラトキシンの最大基準値原案の作成を開始するもの。	新規作業として承認された。 ノルウェーは、GAP、GMP 及び実施規範等の導入によって達成可能な総アフラトキシンのレベルが、まだ明確になっていないとの理由で留保を示した。ブラジルは、検討に必要なデータは提供される旨発言があった。
コーヒー中のオクラトキシンの A 汚染の防止及び低減に関する実施規範	コーヒー中のオクラトキシンの A 汚染の防止及び低減に関する実施規範原案の作成を開始するもの。	新規作業として承認された。 スイスは、実施規範を作成する前に、FAO の「コーヒーにおけるカビ形成を防止するためのガイドライン」に照らして、新規作業が必要か否か CCCC で更に検討すべきとして、留保を示した。

<残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬の優先リスト (新農薬の追加、定期見直し中の農薬)	2013 年度までの評価依頼優先リスト案 (再評価されるべき農薬も含む) についての新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
結果の不確かさの推定法の適	第 29 回総会で採択された分析結果の不確かさの推定法	特段の議論なく、新規作業として承認され

用に関する討議文書	に関するガイドラインに関して、残留農薬分析に特化したガイダンスを作る必要があることから、同ガイドラインを改定する新規作業。現在、CCMASでも同様の検討が行われていることから、その作業との関係についての議論がなされる可能性がある。	た。
CCPR に適用するリスク分析の原則の改訂	「CCPR に適用するリスク分析の原則」と「JMPR によって評価される農薬の優先度決定のための規律」及び「MRLs の定期的再評価の手続き」の重複や矛盾を整理し改定する新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

事項	概要	審議結果
JECFA による評価のための食品添加物優先リスト	JECFA による評価を求める食品添加物についての優先リストの作成。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
加工助剤の使用に関するガイドライン	加工助剤の使用について、安全な使用のための一般原則、加工助剤の技術的分類等を含むガイドラインの作成。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品に関するガイドライン改訂原案 (ロテノン)	我が国が準備した、魚毒性の強いロテノン (デリス根に含まれる殺虫目的で使用する資材) を、有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの使用許可資材から削除するか、または、使用に際しては水系に入らないよう限定することとの注釈を追加するもの。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

<p>栄養表示に関するガイドライン改訂原案 (FAO 及び WHO からの付託事項：食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略)</p>	<p>WHO の戦略に基づく栄養成分リストの拡大、栄養強調表示を義務化するための問題点等を把握するとともに、表示の読みやすさに関する規準及び原則を策定するもの。</p>	<p>特段の議論なく、新規作業として承認された。</p>
--	--	------------------------------

< 生鮮果実・野菜部会 (CCFFV) >

事項	概要	審議結果
ドリアンの規格	新たに規格を策定するための新規作業。	ドリアンを国際レベルで規格化することの是非についていくつかの国から懸念が示されたが、ドリアンの国際貿易は増加しており本規格を策定する必要性が認められること、また、規格の必要性を再検討するのであれば、CCASIA の議題の多さを考慮し、CCFFV に付託してほしいとのタイの意見を踏まえ、本件については CCFFV に差し戻すこととした。
チリペッパーの規格	新たに規格を策定するための新規作業。	唐辛子の辛味の度合い等については既に国際規格が存在することから、作業の重複は避け、これら特定の項目については既存の文書を参照し、ここでは品質に関連した残りの部分について作業することとして、本件を新規作業として承認した。
ツリートマトの規格	新たに規格を策定するための新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。

アボガドの規格改定	現行の品質及びサイズの規定が現状と合わないため、これを見直すための新規作業。	特段の議論なく、新規作業として承認された。
-----------	--	-----------------------

< ナチュラルミネラルウォーター部会 (CCNMW) >

事項	概要	審議結果
ナチュラルミネラルウォーター規格 (CODEX STAN 108-1981) の修正	分析・サンプリング法を特定するとともに、界面活性剤、農薬及びPCB類、鉱油、多環芳香族炭化水素及び微生物の最大残留基準値を検討するもの (CCNMWにおいてケニヤから提案された)。	それぞれの内容についてCCMAS、CCCF、CCPRに優先事項として作業できるか検討を付託するとともに、CCFHに対しては、「ナチュラルミネラルウォーターの採取、製造、販売に関する国際衛生実施規範勧告」の改訂の可能性について検討を依頼することとした。これら部会の報告に基づき、次回総会でさらに検討することとされた。

—作業の中止—

< 動物用医薬品部会 (CCRVDF) >

事項	概要	審議結果
ブラックタイガー及びその他のエビにおけるFlumequine (フルメキン) の最大残留基準値 (MRL) 案	ブラックタイガー及びその他のエビ類におけるフルメキンの使用状況等について各国に情報を求めたところ、提案国であるタイ王国を含め使用実態がないことが確認されたことから、検討を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 食品衛生部会 (CCFH) >

事項	概要	審議結果
卵及び卵加工品の衛生実施規範の付属文書:殺菌液卵ーリスク管理における食品安全メトリックスの適用	卵及び卵加工品の衛生規範の附属文書について PO (達成目標値) の例示が必要か否か検討した結果、その必要性が認められなかったため、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 残留農薬部会 (CCPR) >

事項	概要	審議結果
農薬最大残留基準値案及び原案	13 農薬の MRL 案の策定作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 食品添加物部会 (CCFA) >

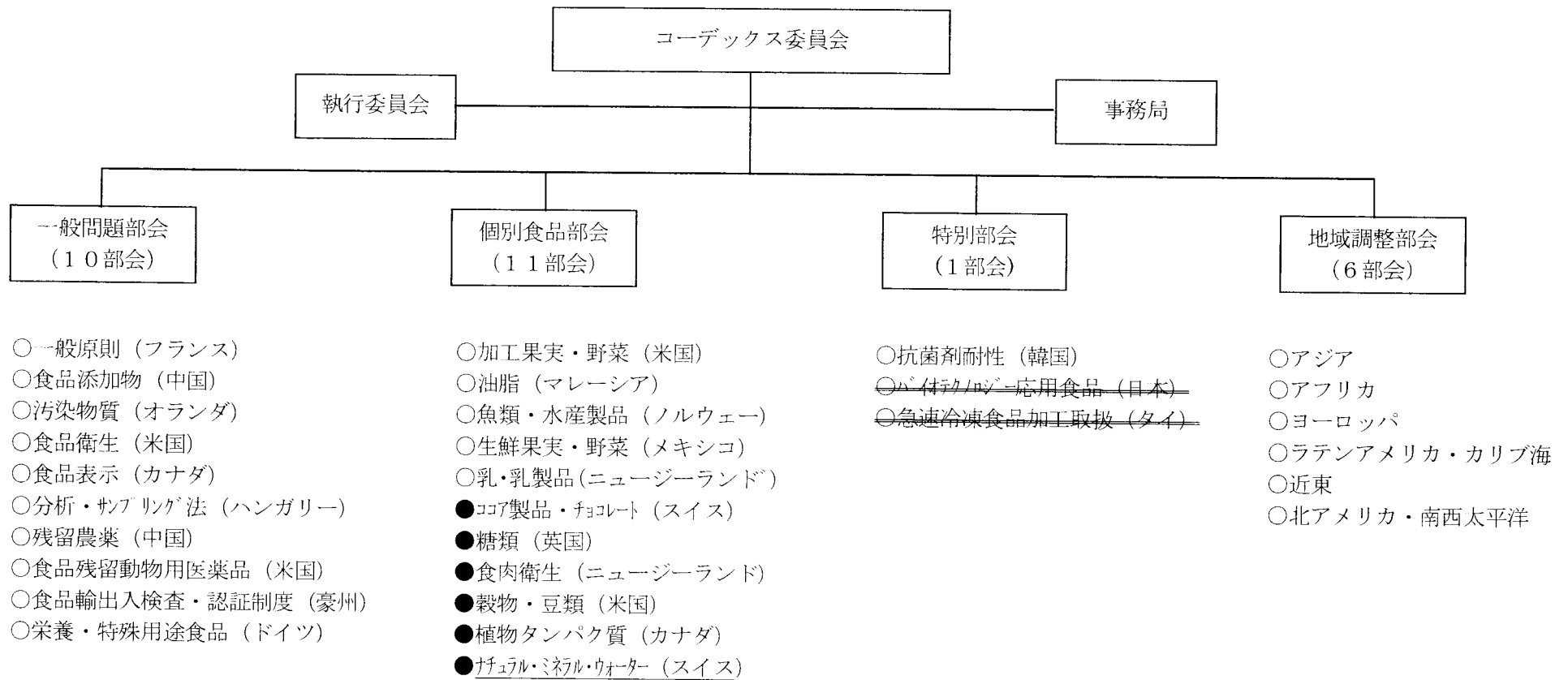
事項	概要	審議結果
食品添加物に関するコーデックス一般規格 (GSFA) の添加物条項に関する作業	50 の食品添加物に関する条項について、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

< 食品表示部会 (CCFL) >

事項	概要	審議結果
有機食品の生産、加工、表示及び流通に関するガイドラインの修正ー付属文書 2 (使用可能な資材) の改訂	亜硝酸塩、リン酸塩及びアスコルビン酸を追加する作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。

<生鮮果実・野菜部会（CCFFV）>

事項	概要	審議結果
生鮮果実・野菜の品質に関する検査・認証のためのガイドライン	先の部会で、検討中の CCFICS の規格及び既存の OECD の規格で目的が達成できるとして、作業を中止する。	特段の議論なく、作業中止が承認された。



- 注) 1. ●印の部会は、休会中。
 2. ()内の国は、ホスト国名。
 3. 執行委員会は、議長、3副議長、6地域調整国(アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ・南西太平洋)及び7地域代表(アジア、アフリカ、ヨーロッパ、ラテンアメリカ・カリブ海、近東、北アメリカ、南西太平洋)で構成。第30回総会(2007年)において、我が国がアジア地域代表として選出された。
 4. 下線部及び取消線は、第31回総会(2008年)において決定された事項。ナチュラル・ミネラル・ウォーター部会の休会、バイオテクノロジー応用食品特別部会及び急速冷凍食品の加工及び取扱いに関する特別部会の解散が決定された。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会

日時 : 2008 年 10 月 20 日 (月) ~ 10 月 24 日 (金)

場所 : ソウル (韓国)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	FAO、WHO 及び OIE による抗菌剤耐性に関する作業の情報
4.	食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針
5.	リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針
6.	食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針
7.	その他の事項及び今後の作業
8.	次回会合の日程及び開催地
9.	報告書の採択

第 2 回抗菌剤耐性に関する特別部会の主な検討議題

日時 : 2008 年 10 月 20 日 (月) ~ 10 月 24 日 (金)

場所 : ソウル (韓国)

主要議題の検討内容

議題 1 議題の採択

本件については、「コーデックス委員会の手続きのルール」のルール VII Agenda (議題) の第 5 項及び XI **Subsidiary bodies** (下部組織) の第 11 項に従い、議題 3 と 4 の間に、新議題として「**Structure of the Integrated Document** (統合されたガイダンス文書の構成)」を追加する提案を行ったところである。

本提案の理由は以下の通り。

- (1) 本部会に先立ち、本年 5 月に開催された「食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針」、「リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針」及び「食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針」の原案を作成する 3 つの作業部会 (**Working Groups**: 以下、**WG** という。) において各原案について検討した結果、ガイダンス 3 文書をより有効に利用することが出来るようにこれらを 1 つに統合することを第 2 回会議へ提案することが合意されていることから、本会議はこの提案に従うことが適切であると考えられるため。
- (2) ガイダンス 3 文書を 1 文書に統合するならば、先に統合文書の構成を検討した後、議題 4~6 の個別のガイダンス案を討議することが、文書作成において効率的であると考えられるため。

議題 4 食品由来の抗菌剤耐性菌に係るリスク評価指針 (ステップ 4)

WG で作成されたガイダンス文書案について検討がなされる予定である。

本件については、抗菌剤耐性菌のリスク評価に関する既存の国際的なガイダンスとの整合性を図りつつ、消費者の健康保護に専ら焦点を置き、科学的なリスク評価を実施すべきとの立場で対処したい。特に、利用しやすいガイダンスにするために、WG の提案である、ガイダンス案の「緒言」、「定義」、「文書化」、「リスクコミュニケーション」等、他の 2 つのガイダンスと共通する各項の整合性を図ることについては支持し、ガイダンスの「範囲」の項の内容も同様に整合性を図るよう対処したい。

議題5 リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針（ステップ4）

WGで作成されたガイダンス文書案について検討がなされる予定である。

本件については、各国及び各地域の抗菌剤の使用量、使用方法、抗菌剤耐性菌の発現状況・食中毒の発生状況等に応じて、適切なリスクプロファイルの作成及びリスク管理の優先順位付けができるよう、既存の国際的なガイダンスとの整合性を図りつつ、様々な状況に適用可能なガイダンスが作成されるべきとの立場で対処したい。特に、利用しやすいガイダンスにするために、WGの提案である、ガイダンス案の「緒言」、「定義」、「文書化」、「リスクコミュニケーション」等、各項の内容を他の2つのガイダンスと整合性を図ることについては支持し、「一般原則」の項の内容が「食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針」と同様であることから、重複を避け、整合性を図るよう対処したい。

議題6 食品由来の抗菌剤耐性菌の封じ込めのためのリスク管理指針（ステップ4）

WGで作成されたガイダンス文書案は、WGで十分に検討することができなかつたため、さらに説明文の追加等の検討が行われる予定である。

本件については、各国及び各地域の抗菌剤の使用量、使用方法、抗菌剤耐性菌の発現状況、食中毒の発生状況等に応じて、リスク評価結果に基づく適切なリスク管理ができるよう既存の国際的なガイダンスとの整合性を図りつつ、様々な状況に適用可能なガイダンスが作成されるべきとの立場で対処したい。

特に利用しやすいガイダンスにするために、WGの提案である、ガイダンス案の「緒言」、「定義」、「文書化」、「リスクコミュニケーション」等、各項の内容を他の2つのガイダンスと整合性を図ることについては支持し、「一般原則」の項の内容が「リスク評価及び管理における食品由来の抗菌剤耐性菌の優先付けのためのリスクプロファイル作成に関する指針」と同様であることから、重複を避け、整合性を図るよう対処したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 30 回栄養・特殊用途食品部会

日時 : 2008 年 11 月 3 日 (月) ~11 月 7 日 (金)

場所 : ケープタウン (南アフリカ)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	栄養強調表示の使用に関するガイドライン: 栄養成分表示の条件表案 (Part B: 食物繊維含有量について)
4.	乳児及び年少幼児向けの特別用途食品に使用される栄養素配合物の推奨リスト案 (Part D: 特別な栄養構造をとるために使用される食品添加物の推奨リスト: アラビアガム規定)
5.	栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析の原則及びガイドライン案
6.	健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案
7.	栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案
8.	必須栄養素の食品への添加に関するコーデックス一般原則 (CAC/GL 09-1987) を修正するための新規作業の提案に関する討議文書
9.	低体重乳幼児向け穀物加工食品規格作成のための新規作業の提案に関する討議文書
10.	その他の事項及び今後の作業
11.	次回会合の日程及び開催地
12.	報告書の採択

※標記会合に先立ち、2008 年 11 月 1 (土) に「栄養参照量 (NRV) : 健康強調表示及び『食事、運動及び健康に関する WHO の世界的な戦略』に係る事項」に関する作業部会が開催される予定。

第 30 回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU) の主な検討議題

日時 : 2008 年 11 月 3 日 (月) ~11 月 7 日 (金)

場所 : ケープタウン (南アフリカ)

主要議題の検討内容

議題 3. 栄養強調表示の使用に関するガイドライン：栄養成分表示の条件表案 (Part B：食物繊維含有量について) (ステップ 7)

第 28 回会合において WHO より提案された新たな定義案 (基本的に植物由来のものであって、消化性の可否によらない、3 糖類など合成されたものや低分子のものは除く、など) について、前回第 29 回会合直前に科学的根拠に関する文献が配布されたが、各国が文献を十分に検討する時間がなかったことから具体的な議論は行わず、ステップ 6 に差し戻されていたもの。

我が国の栄養表示基準の制度との整合性も考慮しつつ、現行定義案を支持する方向で対応したい。

議題 5. 栄養・特殊用途食品部会により適用される栄養学的リスク分析の原則及びガイドライン案 (ステップ 7)

各部会において関連する分野に適用するリスク分析の指針を策定すべきとの総会の要請に対応し、CCNFSDU に適用されるリスク分析の原則案を議論しているもの。本年 7 月に開催された第 31 回コーデックス総会において、最終採択後は手続きマニュアルに記載されること、また、この分野におけるリスク分析ポリシーを定義するためには FAO/WHO からの助言が重要であることを確認した上で、ステップ 5 で予備採択されている。

コーデックスで適用されるリスク分析の作業原則との関係に留意しつつ、栄養に関するリスク分析の特性を踏まえた内容の文書が策定されるよう対応したい。

議題 6. 健康強調表示の科学的根拠についての勧告原案 (ステップ 4)

健康強調表示は、栄養素及びその他の成分と健康状態の関係について述べた表示である。前回会合において、本文書を「健康強調表示の使用のためのガイドライン」の付属文書とすることが再確認され、それに伴い定義等の修文がなされたが、文書の構造を変えるべきという指摘がなされ合意にいたらなかった

ため、再度フランスを中心とする電子作業部会で原案を作成することとなった。

我が国においては、健康強調表示に関わる制度として、保健機能食品制度を施行しているところであることから、我が国の制度との整合性も考慮しつつ、各国の取組み状況や国際的な動向等に留意し対応したい。

議題 7. 栄養表示ガイドラインに則った表示を目的とした栄養参照量 (NRV) の追加あるいは改訂原案 (ステップ 4)

全ての食品に適用する表示目的の NRV を設定することについて議論しているもの。前回会合において、NRV 策定の対象を一般集団に絞るのか、それとも乳幼児も含むのかについて議論され、まず一般集団に対する NRV のガイドラインを作成し NRV の見直しを検討する、次に、一般集団に対するガイドラインに基づいて乳幼児を対象とするガイドラインを作成し、NRV を設定することとされた。また、ビタミン、ミネラルに関する部分を優先して作業を行うことで合意された。今次会合では、韓国作成の原案に基づいて議論される。

栄養参照量 (NRV) は、年齢や性別、食生活等、様々な要因により各国・各地域で異なるものであることから、消費者の誤解を招かぬよう慎重に適用することが望ましいとの立場で、我が国の食事摂取基準等も考慮しつつ、各国の発言に留意して対応したい。

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 16 回アジア地域調整部会

日時： 2008 年 11 月 17 日 (月) ～11 月 21 日 (金)

場所： デンパサール (インドネシア)

仮議題

1.	議題の採択
2.	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
3.	ステップ 7 での規格案の検討
a)	コチュジャンの地域規格案
b)	朝鮮人参の地域規格案
4.	ステップ 4 での規格原案の検討
a)	発酵大豆ペーストの規格原案 －セクション 3.2 (品質要件) に関する電子作業部会の報告－
b)	非発酵大豆食品の規格原案 －非発酵大豆食品に関する電子作業部会の報告－
c)	チリソースの地域規格原案
d)	さご椰子粉の地域規格原案
5.	コーデックス委員会の作業を補完する FAO/WHO の活動について －アジア地域における STDF プログラムの活動－
6.	アジア地域調整部会の戦略的計画案
7.	各国の食品管理システム及び食品規格策定における消費者の参画に関する情報
8.	各国及び地域レベルにおけるコーデックス規格及び関連文書の使用に関する情報
9.	アジア地域における栄養問題
10.	地域調整国の指名
11.	その他の事項及び今後の作業
12.	次回会合の日程及び開催地
13.	報告書の採択

第 16 回アジア地域調整部会 (CCASIA) 概要

日時 : 2008 年 11 月 17 日 (月) ~ 11 月 21 日 (金)

場所 : デンパサール (インドネシア)

今次会合においては、以下の 6 つの個別食品に係る地域規格を検討することとなっている。

- ・ ステップ 7 : コチュジャン、朝鮮人參
- ・ ステップ 4 : 発酵大豆ペースト (みそ)、非発酵大豆食品 (とうふ類)、チリソース、さご椰子粉

なお、第 30 回総会 (2007 年 7 月) において、地域規格の国際規格化については、「地域調整部会の個別食品に係る作業は、その委任事項に従い、地域規格の策定に専念すべき」とされ、地域規格としてステップ 8 で採択された後、改めて、国際規格とするかどうかを検討することとされた。

主要議題の検討内容

議題 3 ステップ 7 での規格案の検討

3 a) コチュジャンの地域規格案 (新規作業採択 : 2004 年)

3 b) 朝鮮人參の地域規格案 (新規作業採択 : 2004 年)

これらの規格案については、個別の条文についての論争は想定されない一方、地域規格としてステップ 8 として総会で最終採択された後に国際規格にすべきかどうか、適切な個別食品部会において検討を行うよう地域調整部会としての見解をまとめるとの意見が出される可能性がある。

我が国としては、第 31 回総会 (2008 年) において示された、執行委員会が作成した「個別食品に適用可能な作業の優先順位付けのための規準の適用に関するガイドライン」に基づき、慎重に検討し対応すべきとの立場から対処したい。

議題 4 ステップ 4 での規格原案の検討

4 a) 発酵大豆ペーストの規格原案 (新規作業採択 : 2005 年)

今次会合においては、特にセクション 3.2 (品質要件) のアミノ酸含量の規定について、前回会合で合意された分析方法を用いた上で、再度その数値を検討することとされている。我が国からも、データを提出しているところであり、これらのデータに基づいて、市場に流通する全ての製品を含む包括的な基準値が設定されるよう対処したい。

4 b) 非発酵大豆食品の規格原案 (新規作業採択 : 2005 年)

前回会合においては、対象とする製品を 4 つのカテゴリー (Soybean milk / beverage、Soybean curd、Compressed soybean curd、Soybean film) とすることとされ、今次会合においては、

①これらの4つのカテゴリーの製品すべてに適用する規定の策定、
②これらの製品に適切な名称、
を中心に議論されることが想定される。

我が国は、前回会合において、対象とする製品及び規格の名称について再度検討すべきと主張してきたところであり、今次会合においても、規格の策定に足るだけの十分な貿易量があるか、また包括的な規格となっているか等、コーデックスの規格策定の規準との整合性を考慮しつつ、当該規格の策定が我が国の市場に混乱をもたらさないよう対処したい。

4 c) チリソースの地域規格原案（新規作業採択：2007年）

タイの提案では、その対象が“主としてチリを含み・・・”となっており、我が国を含め国際的に生産され流通されているトマトベースのものは含まれていない。

新規作業の採択の際、当該規格については、

- ①地域規格としてアジア地域調整部会で検討すること
- ②検討に当たっては、当該地域外の国の意見についても十分に配慮すること
- ③国際規格の必要性については、加工果実・野菜部会において議論することとされた。

一方、その後、第31回総会においては、生鮮果実・野菜部会の新規作業として、「チリペッパーの規格」が採択されたところである。

公正な貿易の促進の観点及び消費者の混乱防止の観点から、規格名については原材料の性質を適切に表現すべきとの立場に立ち、引き続き対処したい。

4 d) さご椰子粉の地域規格原案

インドネシアの提案では、その対象が、精製工程が少なく、でん粉含量の低い「さご椰子粉 (Sago Flour)」となっている。一方我が国は、これに比較してでん粉含量の高い「さごでん粉」を輸入していることから、当該規格の策定により、我が国の「さごでん粉」の貿易に支障が生じないように対処したい。

議題10 地域調整役の指名

現在、アジア地域においては、第30回総会(2007年)において指名されたインドネシアが地域調整国を務めており、その続投が予想されるが、適宜、対処したい。

第31回コーデックス総会以降の連絡協議会開催予定

コーデックス会議名	開催予定日	連絡協議会の議題予定
第24回加工果実・野菜部会 (CCCPFV)	2008年 9月15日(月)～9月20日(土)	第36回連絡協議会の議題 ・会合開催後の報告 第24回加工果実・野菜部会 第2回抗菌剤耐性に関する特別部会 第30回栄養・特殊用途食品部会
第2回抗菌剤耐性に関する特別部会 (TFAMR)	10月20日(月)～10月24日(金)	
第30回栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU)	11月3日(月)～11月7日(土)	
第36回連絡協議会	11月中旬	・会合開催前の説明 第17回食品輸出入検査・認証制度部会 第40回食品衛生部会 第21回油脂部会
第16回アジア地域調整部会 (CCASIA)	11月17日(月)～11月21日(金)	
第17回食品輸出入検査・認証制度部会 (CCFICS)	11月24日(月)～11月28日(金)	
第40回食品衛生部会 (CCFH)	12月1日(月)～12月5日(金)	第37回連絡協議会の議題 ・会合開催後の報告 第16回アジア地域調整部会 第17回食品輸出入検査・認証制度部会 第40回食品衛生部会
第37回連絡協議会	1月中旬～2月中旬	
第21回油脂部会 (CCFO)	2月16日(月)～2月20日(金)	・集中意見交換 第37回食品表示部会
第38回連絡協議会	2月下旬～3月上旬	
第30回分析・サンプリング法部会 (CCMAS)	3月9日(月)～3月13日(金)	第38回連絡協議会の議題 ・会合開催後の報告 第21回油脂部会
第3回食品添加物部会 (CCFA)	3月16日(月)～3月20日(金)	
第3回汚染物質部会 (CCCF)	3月23日(月)～3月26日(木)	
第25回一般原則部会 (CCGP)	3月30日(月)～4月3日(金)	・会合開催前の説明 第30回分析・サンプリング法部会 第3回食品添加物部会 第3回汚染物質部会 第25回一般原則部会
第39回連絡協議会	4月上旬～4月中旬	
第41回残留農薬部会 (CCPR)	4月20日(月)～4月25日(土)	第39回連絡協議会の議題 ・会合開催後の報告 第30回分析・サンプリング法部会 第3回食品添加物部会 第3回汚染物質部会 第25回一般原則部会
第37回食品表示部会 (CCFL)	5月4日(月)～5月8日(金)	
第18回食品残留動物用医薬品部会 (CCRVDF)	5月11日(月)～5月15日(金)	・会合開催前の説明 第41回残留農薬部会 [第37回食品表示部会] 第18回食品残留動物用医薬品部会
第40回連絡協議会	5月下旬～6月中旬	
第62回執行委員会 (EXE)	6月23日(火)～6月26日(金)	第40回連絡協議会の議題 ・会合開催後の報告 第41回残留農薬部会 第18回食品残留動物用医薬品部会
第32回総会 (CAC)	6月29日(月)～7月4日(土)	
		・会合開催前の説明 第32回総会